

風景地保護協定書

土地所有者一の宮町（以下「甲」という。）土地貸借権者下荻の草牧野組合（以下「乙」という。）及び公園管理団体 財団法人阿蘇グリーンストック（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（協定の目的となる土地及び使用目的）

第2条 甲及び乙は、甲の所有する次に掲げる土地（以下「当該土地」という。）について、本協定に基づく丙による当該土地の使用を受忍するものとする。

- (1)所在地 熊本県阿蘇郡一の宮町大字中通字北山 2796 番地の一部
- (2)地目 原野
- (3)当該土地の範囲（別図参照）
- (4)当該土地の面積 35.5ha

2 丙は、当該土地を自然公園法（昭和 32 年法律 161 号）第 31 条に基づく風景地保護協定の目的となる土地として使用するものとする。

（協定の有効期間）

第3条 当該協定の有効期間は、平成 16 年 3 月 1 日から平成 21 年 2 月 28 日までの 5 年間とする。ただし、当該期間の満了の 1 ヶ月前までに甲及び乙から丙に協定の更新をしない旨の申出をしなかった場合には、引き続き同一条件で更新されるものとする。

（更新拒絶の要件）

第4条 前条の申出は、甲又は乙が当該土地の使用を必要とする事情その他の事由がある場合に、することができるものとする。

（自然の風景地の管理）

第5条 本協定の有効期間中、当該土地に係る自然の風景地を良好な状態に保全するため、丙は以下の業務を行うものとする。

- 一 当該土地における輪地切り、輪地焼き及び野焼き等の草原景観を維持するために必要なこと
- 二 第一号に定める業務の遂行に支障のない範囲で、甲及び乙の承諾を得て、当該土地の一部を一般の利用のために公開すること

（土地使用上の制限）

第6条 丙は、前条各号に掲げる業務の必要上行う最少限度の土地の形質の変更のほか、甲及び乙の承諾なしに当該土地の形質の変更を行うことはできない。

（禁止行為）

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中は、丙の承諾がなければ次に掲げる行為であって自然の風景地の保護上支障があるものをしてはならない。

- 一 当該土地に使用又は収益を目的とする権利を設定すること
- 二 当該土地に新たに農畜産業の用に供する工作物以外の工作物等を設置すること
- 三 当該土地の形質の変更を行うこと
- 四 当該土地において畑作を行うこと

五 当該土地において植林を行うこと

六 当該土地に物件の堆積を行うこと

(契約に違反した場合の措置)

第8条 甲、乙、丙いずれかが本協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定め本協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができる。

2 前項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状態が継続しているときは、本協定の適正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又は本協定に違反した者に対する申し入れにより本協定を解除することができる。

3 前項に掲げる措置に要した費用は、本協定に違反した者が負担するものとする。

(当該土地の使用権)

第9条 甲及び乙は、本協定の有効期間中において正当な事由がない限り、それぞれ丙に当該土地の使用の禁止を求め、又は本協定に抵触する使用権の行使を求めることができないものとする。

(協議)

第10条 本協定について疑義が生じたとき、又は本協定に定めがない事項について約定する必要が生じたときは、甲、乙、丙協議のうえ定めることとする。

平成 年 月 日

甲 住所 熊本県阿蘇郡一の宮町宮地 504-1
氏名 一の宮町長

乙 住所 熊本県阿蘇郡一の宮町下萩の草 606-2
氏名 下萩の草牧野組合長 丸野 今朝重

丙 住所 熊本県阿蘇郡阿蘇町赤水 695-10
氏名 財団法人阿蘇グリーンストック
理事長 河崎 敦夫